

令和6年度（2024年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告には便利な電子申告

【eL T A X】をご利用ください。

（※電子申告を行うことで、申告書の郵送の必要がなくなります。）

ご利用方法など、詳細は「地方税ポータルシステム エルタックス」
のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

eL T A Xヘルプデスク

電話：0570-081459（ハイシンコク）

※上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

（土曜日、日曜日、休祝日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

申告期限 令和6年(2024年)1月31日(水)

※期日間近になりますと窓口が大変混雑しますので、できるだけお早めに
申告してください。

※郵送により提出をされる方で、控えの返送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は返送していません。

鎌倉市

《目 次》

1. 償却資産の申告について	1
2. 申告書の提出について	1
3. 償却資産とは	2
4. 償却資産の種類（申告対象例）	3
5. 業種別の主な償却資産の例	4
6. 家屋と償却資産の区分（建物附帯設備）	5
7. 評価額及び税額の算出方法について	6
(1) 評価額の算出方法	
(2) 課税標準額	
(3) 税額の算出方法	
8. 非課税資産及び課税標準の特例について	7
(1) 非課税資産について	
(2) 課税標準額の特例が適用される資産	
9. 提出していただく書類	8
10. 申告書の書き方	9~11
(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例	
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	
(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例	
11. その他	12
(1) 不申告または虚偽の申告をした場合	
(2) 調査のお願い	
(3) 過年度の遡及について	
12. よくある質問について	12
(参考) 減価残存率表	13

1 償却資産の申告について

○ 申告していただく方

令和6年（2024年）1月1日現在、鎌倉市内で事業を行っている、又は鎌倉市内の事業所に償却資産を貸し付けている個人・法人の方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産の所有状況について、申告する義務があります。

2 申告書の提出について

○ 申告書提出期限

令和6年（2024年）1月31日（水）

※期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、なるべくお早めに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

○ 申告の種類

償却資産の申告には、1月1日（賦課期日）現在所有している全ての資産を申告する「全資産申告」と、前年中に増加又は減少した資産を申告する「増減申告」があります。（8ページ「9 提出していただく書類」、9～11ページ「10 申告書の書き方」参照）

※前年中に資産の増減がなかった方や、休業・廃業した方も、その旨の申告が必要です。免税点未満の方、該当資産のない方も申告をお願いしています。

※今回「該当資産なし」で申告した場合、翌年度に資産の状況確認をするための往復はがきを送付します。往復はがきの内容をご確認の上、返送していただきますようお願いします。

○ 申告書提出先（お問い合わせ先）

〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 資産税課 資産税担当

電話 0467（23）3000（代表）月～金曜日（祝日を除く） 8：30～12：00、13：00～17：00

○ 提出方法

電子申告（eLTAX）、郵送又は資産税課窓口（1階15番窓口）

窓口が大変混雑しますので、できる限り電子申告又は郵送をご利用ください。

※4支所及び市民サービスコーナー（大船ルミネウイング6階）では受付をしていません。

○ 申告時のお願い

ア 商号変更、事業所の転入・転出、送付先の変更・指定、休業・廃業及び解散等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載してください。（9～11ページ「10 申告書の書き方」参照）

イ 種類別明細書の用紙が不足する場合は、上記資産税担当宛にご請求ください。

ウ 郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は返送していませんので、ご了承ください。

3 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、1月1日現在所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

〈申告の対象となるもの〉

- ① 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産（平成元年4月1日から平成10年3月31日までに取得したものは、20万円以上）
※ただし、法人においては、取得価額が10万円未満であっても固定資産として個別に減価償却しているものは、申告が必要です。（3ページ表1参照）
- ② 償却済資産（税務会計上、耐用年数を経過して減価償却を終えている資産）
- ③ 簿外資産（事業所の帳簿や台帳に記載されていない資産）
- ④ 建設仮勘定で計上されている資産（建設仮勘定に計上されているが、1月1日現在でその全部又は一部が完成し事業の用に供することができるものの完成部分）
- ⑤ 貸借人等が建物に施した附属設備（簡易間仕切り、冷暖房設備等）
- ⑥ 他の事業所に貸し付けてある資産（リース資産）
- ⑦ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ⑧ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑨ 割賦購入資産（代金の完済がされていないもの）
- ⑩ 改良費のうち、資本的支出として計上された資産
- ⑪ 即時償却資産
中小企業者等は、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得して事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。しかし、この特例は国税（法人税・所得税）のみに適用されるもので、地方税（固定資産税）では適用されません。「耐用年数省令」に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。（4ページ「5業種別の主な償却資産の例」参照）
- ⑫ 大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09及び000~099」と並びに「9」「90~99及び900~999」）

〈申告の対象とならないもの〉

- ① 自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪小型自動車
- ② 牛、馬、果樹、その他生物（興行用又は観賞用植物を除く）
- ③ 無形固定資産（パソコンのソフトウェア、電話加入権、特許権、実用新案権等）
- ④ 一括償却資産（取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度毎に一括して3年間で均等に償却を行うもの）

※取得価額が少額の償却資産の取扱いについては、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。（3ページ表1参照）

(表1)

	取 得 価 額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産)の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象でない
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却 減価償却	申告対象でない 申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象でない
		3年間一括償却	申告対象でない
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象でない
		減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却

4 償却資産の種類（申告対象例）

種 類		内 容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	門、塀、広告塔、舗装路面、駐車場（アスファルト）等 受変電設備、内装・内部造作、給排水設備、電気設備、ガス設備等
第2種	機 械 及 び 装 置	加工機械、製造機械、運搬機械（コンベア、クレーン等）、土木建設機械（ブルドーザー、ユンボ等）、機械式駐車設備等
第3種	船 舶	ボート、漁船、釣り船、貨物船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	構内運搬車、運搬台車、フォークリフト等の大型特殊自動車等 ※自動車税、軽自動車税の対象にならないもの
第6種	工 具 、 器 具 及 び 備 品	テレビ、家庭用エアコン、パソコン、レジスター、陳列ケース、ロッカー、応接セット、冷蔵庫、コピー機、ファクシミリ、自動販売機、電話機、看板、ネオンサイン、金庫等

5 業種別の主な償却資産の例

(注) 各資産の耐用年数については、管轄の税務署にお問い合わせください。

業 種	主な償却資産の例 (※)
各 業 種 共 通 (事務所等)	受変電設備(15)、看板(10)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、パソコン(4)、コピー機(5)、エアコン(6)、テレビ(5)、駐車場等の舗装路面(10又は15)等
喫茶・飲食店	看板(10)、テーブル(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、レジスター(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)等
理容・美容業	理容・美容椅子(5)、タオル蒸器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、消毒殺菌器(5)等
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス機(13)等
医療・薬局業	調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)等
小 売 業	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、自動販売機(5)、簡易間仕切り(3)等
食肉・鮮魚販売業	冷凍機(9)、陳列ケース(6又は8)、電子秤(5)、肉切断機(9)等
自動車修理業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)、溶接機(15)等
不動産賃貸業	金属造・コンクリート造の塀(10)、立体駐車場機械装置部分(10)、緑化施設(花壇・芝生・庭園等)(20)等
農 業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、トラクター(7)等

※ () 内の数字はその業種における主な償却資産の耐用年数を表しています。

6 家屋と償却資産の区分（建物附帯設備）

建物附帯設備等において、税務会計上建物として一括減価償却していても地方税法上、家屋の評価対象に含まれないものは、償却資産の評価対象になる場合があります。

★家屋の評価対象になるもの ※申告の必要はありません。

家屋の所有者が付加した建築設備で、「家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるもの」

ただし、賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等の家屋と償却資産の所有者が異なる場合については、償却資産の評価対象となります。当該設備は、賃借人(テナント)等の償却資産の所有者がご申告ください。

★償却資産の評価対象になるもの ※申告が必要です。

- ① 構造的に家屋として一体となっていないもの（屋外給排水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動ができるもの等）
- ② 独立した機械及び装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、家庭用エアコン等）
- ③ 工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの（動力源である電気設備、ガス設備等）
- ④ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（ホテル・百貨店・病院等の厨房設備、洗濯設備等）
- ⑤ 賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等

設備の種類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	中央監視装置、受変電設備、屋外照明設備、スピーカー、監視カメラ設備、電話機、LAN設備等	電灯コンセント配線設備、電話配線設備、盜難非常通報装置、火災報知設備、ナースコール設備、テレビジョン共同聴視設備等
衛生設備	屋外の給排水設備、揚水設備（地下水用のもの）、湯沸器等	屋内の給排水設備、揚水設備（高架水槽用のもの）、洗面器、大小便器等
空気調和設備	家庭用エアコン、業務用の空調設備等	中央式空調設備、換気設備等
防災設備	消火器、ホース、ノズル等	火災報知設備、避雷設備、スプリンクラー設備等
運搬設備	工場用リフト、工場用ベルトコンベア等	エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア等
清掃設備	チェアゴンドラ等簡易なもの	窓ふき用ゴンドラ
その他の設備	間仕切（取付支柱等が天井までないもの）、事業用の厨房施設、洗濯機、脱水機、医療機器、歯科診療用ユニット、広告塔、看板、ネオンサイン、外構工事、緑化設備（植栽）、メールボックス、掲示板、防鳥ネット、AED、独立焼却炉等	間仕切（取付支柱等が天井まであるもの）、システムキッチン、自動車管制装置（信号灯）、シャッター、外階段、手摺等

7 評価額及び税額の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

申告していただいた個々の資産の「取得時期」、「取得価額」及び「耐用年数」を基本にして評価額を算出します。

※なお、平成 20 年度の税制改正において地方税法第 414 条が削除されたことにより、理論帳簿価額は算出せず、評価額のみを算出します。

ア 前年中に取得したもの（令和 5 年 1 月 2 日から令和 6 年 1 月 1 日まで）

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

イ 前年前に取得したもの（令和 5 年 1 月 1 日以前）

$$\text{評価額} = \text{令和 5 年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※減価率は 13 ページの《減価残存率表》をご覧ください。

以降、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の 5 %になるまで償却します。
(評価額は、取得価額の 5 %を最低限度額とすることが定められているため、5 %未満になることはありません。)

(2) 課税標準額

課税標準額 = (1) により算出した個々の償却資産の評価額の合計

※ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。(7 ページ「8 非課税資産及び課税標準の特例について」参照)

(3) 税額の算出方法

$$\begin{array}{ccc} \text{税額} & = & \text{課税標準額} \\ (\text{百円未満切り捨て}) & & (\text{千円未満切り捨て}) \\ & & \times \\ & & \text{税率} \\ & & (1.4\%) \end{array}$$

※課税標準額が 150 万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

※償却資産には、都市計画税はかかりません。

8 非課税資産及び課税標準の特例について

(1) 非課税資産について

地方税法第348条及び法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産は、非課税となります。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3及び法附則第15条等に定める一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されるものがあります。わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）における特例率等の詳細は、市のホームページの「非課税資産及び課税標準の特例について」をご覧ください。

※(1)・(2)に該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税（償却資産）非課税等申告書」または「課税標準の特例に関する届出書」に必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。用紙は市のホームページ(https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shisanzei/shisanzei_shoukyaku_shinkoku.html)からダウンロードすることができます。

«課税標準の特例対象となる主な償却資産»

根拠規定		特例対象資産	特例率	添付書類	
条	項				
法第349条の3	第5項	内航船舶	1/2	船舶原簿、船舶票及び登録票の写し等	
法附則第15条	第25項	特定太陽光発電設備 10kw以上	1000kw未満 1/2	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し	
		特定事業所内保育施設	1000kw以上 7/12		
法附則第15条45項 (旧法附則第64条)		先端設備等	0または 1/2	企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し	
				先端設備導入計画の認定書及び工業会証明書 (いずれも写し)	

※1 「法」とは、「地方税法」を指します。※2 令和6年度の法令等の改正により、特例資産の適用期間や特例率等が変更されることがあります。※3 先端設備等の特例率については、令和5年3月31日までに取得した場合は「0」、令和5年4月1日以降の取得の場合は「1/2」になります。

9 提出していただく書類

申告の内容		提出する用紙	申告書 (緑色)	種類別明細書	
				減少用	増加用
前回、資産ありの申告をした方	前回の申告内容との比較	資産内容が全く同じ	<input type="radio"/>		
		増加した資産のみある	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
		減少した資産のみある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		増加資産も減少資産も両方ある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
前回、資産なしの申告をした方	前回の申告内容との比較	申告する資産がある	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (全資産)
初めて申告をする方	申告する資産がある		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (全資産)
	申告する資産がない		<input type="radio"/>		
休廃業又は事業所を市外へ移転した方			<input type="radio"/> 備考欄に記載		

★企業電算処理により申告される方は、申告書に必ず評価額及び課税標準額の記入をお願いします。また、資産の増減がない場合でも、全資産明細書（全資産について取得年月、取得価額、耐用年数等だけでなく個々の資産の評価額及び課税標準額も算出）を、必ず申告書と一緒に提出してください。

★賦課期日は、令和6年(2024年)1月1日です。令和6年度の課税は、令和6年1月1日現在で所有している償却資産を対象とします。前年の決算期以降から令和6年1月1日までの間に、取得又は除却した資産についても申告漏れがないようご注意ください。

10 申告書の書き方

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例

受付印		令和 6 年 1 月 14 日	
(あて先)	鎌倉市長	鎌倉市御成町18番10号 (かまくらしおなりまち) 鎌倉市御成町18番10号 (かまくらしおなりまち)	(送付先)
(ふりがな) 1 住 所	〒248-8636		(届け先)
〔又は納税通知書 送付〕			
所			
2 氏 名			
有			
者			
印字されてい る内容がある場 合がや、納税通 知書の変更は、赤 い。印字されてい る書の変更は、正 しい。印字されてい る書の変更は、正 しい。			

印字されていて
ある更合書の内容があ
る場所に赤い字で訂正し、
納税付と記入してある。

送付先	
氏名	2
(ふりがな)	

年 度		資産申告書(償却資産課税台帳)		123456789	
				※所有者コード	
				1234567890123	
謙申告書で記載してください。なお、申告書控用には複写できません。		3個人番号 又は法人番号		1234567890123	
4事業種目 (資本金の額)		8短縮耐用年数の承認		有・無	
(20百万円)		9増加償却の届出		有・無	
5事業開始年月)		10非課税該当資産		有・無	
6この申告に係る者及び 氏名 (電話番号-23-3000)		11課税標準の特例		有・無	
7税理士等の 氏名 (電話番号-25-0000)		12特別償却又は圧縮記帳		有・無	
8事業会計上の償却方法 (平成3年2月)		13税務会計上の償却方法 (山田三郎税理士事務所)		定率法・定額法	
9修理課 田中 次郎 (電話 0467-23-3000)		14青色申告 (電話 0467-25-0000)		有・無	

記載する必要はありません。	ただし、企業電算処理により申告書を作成する場合は、評価額等を必ず記載してください。
---------------	---

15 市内における事業所等資産の所在地	① 錦食市御成町18-10 ② 錦食市大船2-1-26 ③		
16 借用資産(添付書類等) ○有・無)	貸主の名称等	大町リース(株)コピー ファックス	20万円 5年 18万円 5年
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 自家		
18 備考(添付書類等)	<p>該当する項目に○印を付けてください。</p> <p>1 資産増減あり 2 資産削減なし</p> <p>3 当資産なし 4 営業・解散・転出等</p> <p>5 住所、氏名等変更あり</p> <p>(左上所有者欄に赤字で記入)</p>		
<p>(1)前年度申告した資産の増加減少がある場合 「1 資産増減あり」を○で囲んでください。 (2)前年度申告した資産の増加減少がない場合 「2 資産増減なし」を○で囲んでください。 (3)該当する資産を所有していない場合 「3 該当資産なし」を○で囲んでください。 (4)市内の事業所を市外へ移転された場合 「4 廃業・解散・転出等」を○で囲み、その件日を記載</p>			

該當内容にかかるわらはず、必ず捉出が必要です。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

種類別明細書（増加資產・全資產用）

記した

種類別明細書(増加資産・全資産用)									
所有者名		株式会社 鎌倉		所持枚数		1枚目			
資産番号		資産コード		資産の名称等		数量		取得年月	
資産の種類	番号	資産コード	資産コード	資産の名称等	等	数量	取引額	年	月
01	2	マカロニ製造設備		15	0504	2	500,000	9	0
02	6	客用テーブル		24	2909	600,000	5		
03	6	パソコン一式		15	0204	400,000	4		
04	6	コピー機		15	0601	200,000	5		
05	6	事務机		15	0505	100,000	15		
06				15	0505	100,000	15		
07				15	0505	100,000	15		
08				15	0505	100,000	15		
09				15	0505	100,000	15		
10				15	0505	100,000	15		
11				15	0505	100,000	15		
12				15	0505	100,000	15		
13				15	0505	100,000	15		
14				15	0505	100,000	15		
15				15	0505	100,000	15		
16				15	0505	100,000	15		
17				15	0505	100,000	15		
18				15	0505	100,000	15		

(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入例

※ 所有者コード		種類別明細書（減少資産用）										※元号：令和=5 平成=4 昭和=3	
行 資 産 番 号	資 産 種 類 名 称 等	資 産 名 称	取 得 年 月 元 号	取 得 年 月 年 号	取 得 価 額	(イ) 耐 用 年 数	申告年 度 元 年 号	減 少 の 事 由 及 び 区 分	摘要	1 枚のうち 二十六号様式別表二（提出用）	1 枚目		
01	2	マカロニ製造設備	150110	142309	1000000	9	1	1・2	○・4	○・2 様式支店へ移動			
02	6	コピー機	142309	142309	350000	5	1	○・3・4	○・2				
03	6	客用テーブル	242504	242504	240000	5	1	○・3・4	1	○・240万円分数量2分減少			
04							1	1・2・3・4	1・2				
05							1	1・2・3・4	1・2				
06							1	1・2・3・4	1・2				
07							1	1・2・3・4	1				
08							1	1・2・3・4	1				
09							1	1・2・3・4	1				
10							1	1・2・3・4	1				
11							1	1・2・3・4	1				
12							1	1・2・3・4	1				
13							1	1・2・3・4	1				
14							1	1・2・3・4	1				
15							1	1・2・3・4	1・2				
16							1	1・2・3・4	1・2				
17							1	1・2・3・4	1・2				
18							1	1・2・3・4	1・2				
小計										4			
部分(所有者コード・資産コード・申告年度)は記載しないでください。										1 590 000			

11 その他

(1) 不申告または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合、又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条、第386条及び鎌倉市市税条例第63条による罰則を適用することができますので、必ず適正に申告してください。

(2) 調査のお願い

申告後、申告内容の照合・確認をするために、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

また、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、帳簿書類等を拝見させていただく実地調査を行うことがあります。

これらの調査につきまして、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

(3) 過年度の遡及について

調査等の結果、申告漏れ等が判明した場合の課税に際しては、申告年度に限らず、資産の取得年次に応じて過年度（今年度含め5年間）に遡及して課税いたしますので、あらかじめご承知おきください。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

12 よくある質問について

Q1 税務署には確定申告をしましたが、市役所にも申告する必要がありますか。

A1 必要です。税務署への申告は、国税（所得税・法人税）の税額を算定するための申告で、市町村が課税をする固定資産税の償却資産（地方税）の税額を算定するための申告とは異なります。

Q2 相続をした償却資産はどのように申告すればよいですか。

A2 被相続人（亡くなられた方）の取得年月、取得価格及び耐用年数を引き継いで申告してください。

Q3 令和5年中以前に法人が合併や分割し、令和6年1月1日時点では別の新しい法人となっています。どのような申告が必要ですか。

A3 新しい法人の償却資産の申告をする場合には、申告書の右下備考欄に合併・分割等の年月日を記載し、前法人の資産を引き継いだものがあれば、引き継いだ資産だとわかるように記載をしてください。また、前法人が既に解散している場合には、前法人解散の申告も併せてお願ひします。

(参考)

« 減価残存率表 »

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		(1-減価率/2)	(1-減価率)			(1-減価率/2)	(1-減価率)			(1-減価率/2)	(1-減価率)
—	—			16	0.134	0.933	0.866	31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921	55	0.041	0.979	0.959
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926	75	0.030	0.985	0.970

チェック

提出前に次の確認をお願いします。

- 申告書に連絡先の記載はありますか？
- 令和6年度申告書の前年前取得価額（イ）合計と令和5年度申告書の取得価額（二）合計が一致していますか？不一致の場合は、種類別明細書の摘要欄に「資産移動」や「過年度申告漏れ」等の記載はありますか？
- 種類別明細書に所有者コードの記載はありますか？
- 1月1日取得資産の場合、種類別明細書の摘要欄に「1月1日取得」の記載はありますか？
- 増加資産の耐用年数の記載はありますか？
- 増加事由の欄（1～4）の記載はありますか？
- 企業電算処理により申告される方は、申告書に評価額及び課税標準額の記載はありますか？

申告期間中は窓口が大変混雑するため、
提出方法は出来る限り電子申告又は郵
送をご利用ください！

ご不明点等ございましたら、

鎌倉市総務部資産税課資産税担当宛 にお問い合わせください。

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話 0467 (23) 3000 (代表)

月～金曜日（祝日除く）8：30～12：00、13：00～17：00